

# 水素パイプラインの道路の占用について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

Q 水素社会推進法とは何ですか。

A 低炭素水素等の供給及び利用を早期に促進することで、エネルギーの安定的かつ低廉な供給を確保しつつ、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を図ることを目的とする法律です（令和6年10月23日より施行。正式には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号）」という。）。主務大臣である経済産業大臣や国土交通大臣が定めた基本方針に基づいて事業者が計画を作成し、認定を受けた計画に基づく事業については、道路の占用の特例等を受けられます。

Q 道路の占用の特例が定められた経緯は何でしょうか。

A 認定計画に従って設置される低炭素水素等を供給するための導管（以下「パイプライン」という。）を道路に設置するためには、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき道路管理者の占用許可を受ける必要がありますが、当該許可には道路管理者に一定の裁量が認められています。今後、大規模な低炭素水素等のサプライチェーンを構築できるようにし、低炭素水素等を円滑に供給するためには道路も一定の役割を果たすことが重要なため、各道路管理者の意見を聴いた上で計画を認定し、当該認定計画に従って道路に設置されるパイプラインについては、道路管理者に許可を義務づける特例措置を講じることとしたものです。

Q 本法律における道路占用の特例とは、どのようなものですか。

A 通常、道路の占用を許可するかどうかについては、道路管理者に一定の裁量の余地が認められています。しかし、認定計画に従って設置されるパイプラインについては、占用の必要性が高いものとして扱い、円滑に道路占用許可がなされるようにするものです。具体的には、認定計画に従って設置されるガス事業法のガス小売事業の用に供するパイプラインについて、場所等に関する一定の基準に適合する場合には、道路管理者は占用の許可を与えなければならない、いわゆる義務占用となります。

Q 義務占用とは何ですか。

A 道路において、電柱、水道管、ガス管、看板、標識等を設置する際、道路の自由な通行を阻害しない範囲で認めるという考え方にに基づき、特別に道路の占用を許可することとしています。これらの対象物件のうち、電柱、水道管、ガス管等の公益性の高い物件については、占用の場所等の一定の要件に適合する場合に、道路管理者に許可を義務づけることとしており、これを義務占用といいます。

Q 今回のパイプラインの設置を義務占用にするということは、無余地性の要件（道路の敷地外に余地が

ないためにやむを得ないものであること)は求めないのでしょうか。

**A** 本法律に基づき、パイプラインを設置する計画は、国土交通大臣が必要以上に道路を占有していないか(いわゆる無余地性)や、公共性・計画性・安全性の観点から、あらかじめ当該道路の道路管理者の意見を聴いた上で、審査・認定することになります。したがって、認定計画に基づき設置されるパイプラインは、原則として無余地性の要件を満たしていると判断されることとなります。

**Q** パイプラインを設置する計画の認定の際には、道路管理者の意見は聴いてもらえるのでしょうか。

**A** 本法律に基づき作成・提出された計画について、パイプラインが道路に設置される内容を含むものであるときは、国土交通大臣があらかじめ当該道路の道路管理者の意見を聴かなければならないこととされております。

**Q** 本法律における「低炭素水素等」とは具体的に何ですか。

**A** 水素、アンモニア、合成燃料、合成メタンであって、その製造に伴って排出される二酸化炭素の量が一定の値以下であることなどの要件を満たすものを指します。詳しい要件は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則(令和6年経済産業省令第69号)第2条及び第3条をご参照ください。

**Q** 低炭素水素等の供給等のためのパイプライン全てが道路占有の特例を受けられるのでしょうか。

**A** 水素社会推進法に基づく道路占有の特例は、ガス事業法のガス小売事業の用に供するパイプラインに限定されていますが、ガス小売事業以外のガス事業の用に供するパイプラインについては道路法上、無余地性の要件は不要とされているほか、これらの事業以外の用に供するパイプラインも、認定計画に基づき設置されるものであれば、ガス小売事業の用に供するパイプラインに準じた扱い(※)とすることとしております。

※国以外の道路管理者に対しては技術的助言

**Q** 道路占有の特例を受けるためにはどうすればいいですか。

**A** 低炭素水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者、低炭素水素等をエネルギー・原材料として利用する事業者は、低炭素水素等の供給目標、供給の方法、供給量、実施体制、希望する特例等を定めた計画を主務大臣である経済産業大臣及び国土交通大臣に提出する必要があります。これらの主務大臣が審査し、認定した計画に従ってパイプラインが設置される場合は、道路占有の特例を受けられることとなります。

**Q** 計画認定申請とは別に道路の占有許可申請は必要ですか。

**A** 計画が認定された後、計画認定申請とは別に事業者は事業の進捗に応じ、道路空間を利用するパイプラインの詳細の位置が確定できた段階で占有許可申請を行う必要があります。

**Q** 道路に水素やアンモニアを輸送するパイプラインを設置することとなりますが、危険ではないのでしょうか。

**A** 道路に設置されるパイプラインについては、ガス事業法や高压ガス保安法及びその他の関連する法令を遵守し、適切に運営することが求められるため、危険ではありません。